

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 29 年 度  
下建維 第 1 号

---

一志町虹が丘地内下水道管更生工事設計書

---

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市下水道局  
下水道建設課

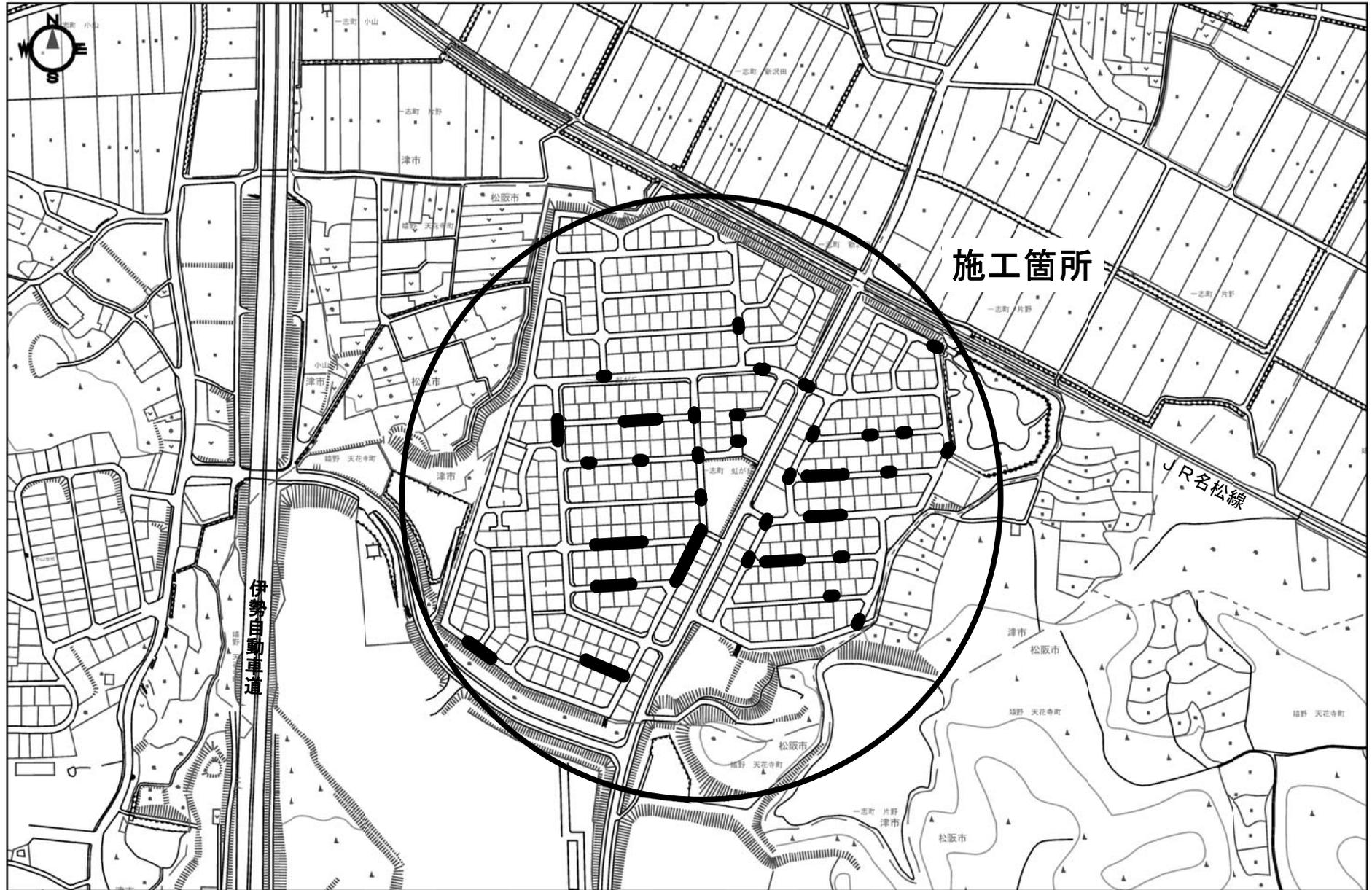
平成 29 年度	下建維 第 1 号	工 事 設 計 書			
施工場所	津市一志町虹が丘地内			担当副参事	
				検算者	
工事名	一志町虹が丘地内下水道管更生工事			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額 )			担当副主幹	
				設計者	
工 期	平成29年10月20日限り				
長	—	巾	—		

工 事 の 大 要

本管部分補修工(本管径250mm) 2箇所  
 支管一体部分補修工(本管径250mm 取付管径150mm) 2 2箇所  
 本管口Vカット補修工(本管径250mm) 6 0箇所

# 位置図

平成29年度下建維第1号  
一志町虹が丘地内下水道管更生工事



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
管路				式				
					1.000			
管路補修工				式				
					1.000			
内面補修工				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
付帯工				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
仮設工				式				
					1.000			
交通管理工				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
共通仮設費								
共通仮設費 (率計上額)				式	1.000			
共通仮設費計				式	1.000			
純工事費				式	1.000			
現場管理費				式	1.000			
工事原価				式	1.000			
一般管理費等				式	1.000			
工事価格				式	1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式	1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 内面補修工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本管部分補修工		箇所				第0001号単価表
本管径 φ 250mm			2.000			
支管一体部分補修工		箇所				第0007号単価表
本管径 φ 250mm 取付管径 φ 150mm			22.000			
本管口Vカット補修工		箇所				第0010号単価表
本管径 φ 250mm			60.000			
合 計						

第 0002 号 明細表 付帯工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
パッキン除去		箇所				第0012号単価表
			1.000			
水替工		式				第0014号単価表
			1.000			
殻運搬処理		式				第0017号単価表
無筋Co殻			1.000			

第 0002 号 明細表 付帯工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合 計						

第 0003 号 明細表 交通管理工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員費		式				第0003号施工単価表
			1.000			
合 計						

殻運搬（施工パッケージ） コンクリート（無筋・鉄筋）構造物とりこわし					第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
殻運搬（施工パッケージ） コンクリート（無筋・鉄筋）構造物とりこわし	m3	1.000			CB227010(0002)	
合計	m3	1.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

建設廃棄物受入れ料金 無筋コン塊					第 0002 号 施工単価表 1.000 m3 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
建設廃棄物受入れ料金（無筋コン塊）	m3	1.000				
合計	m3	1.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

交通誘導警備員費

第 0003 号 施工単価表  
1.000 式 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0120 本管部分補修工 本管径 φ250mm		第 0001 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材料費	箇所	1.000			第0002号単価表
補修工	箇所	1.000			第0003号単価表
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0130 材料費		第 0002 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主剤 硬化性樹脂	k g	0.580			
硬化剤 硬化性樹脂	k g	0.200			
補修材	箇所	1.000			
雑材料	式	1.000			
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0140 補修工		第 0003 号単価表 1 箇所 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					
特殊作業員	人					
普通作業員	人					
測量技師	人				管路調査技師	
特殊運転手	人					
内面補修車運転工	日				第0004号単価表	
TVカメラ車運転工	日				第0005号単価表	
高圧洗浄車運転工	日				第0006号単価表	

SJ0140 補修工		第 0003 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ホイルチューブ損料 φ 250mm	機	0.800			
止水プラグ損料 本管用 φ 250mm	個	0.200			
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0040 内面補修車運転工		第 0004 号単価表 1 日 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
内面補修車損料	時間				
軽油 一般用	リットル				
ガソリン レギュラー80オクタン価以上	リットル				
雑材料	式	1.000			
発動発電機機械損料	日				
空気圧縮機機械損料 排出ガス対策型	日				
ファン 機械損料	日				
ガス検知器・携帯用 機械損料	供日				

SJ0040 内面補修車運転工		第 0004 号単価表 1 日 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
合 計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

SJ0050 TVカメラ車運転工		第 0005 号単価表 1 日 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
TVカメラ搭載車	時間					
ガソリン レギュラー80オクタン価以上	リットル					
雑材料	式	1.000				
合 計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

SJ0060 高压洗浄車運転工		第 0006 号単価表				1 日 当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
高压洗浄車損料	時間					
軽油 一般用	リットル					
雑材料	式	1.000				
合 計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

SJ0010 支管一体部分補修工 本管径 φ 250mm 取付管径 φ 150mm		第 0007 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
材料費	箇所	1.000			第0008号単価表
補修工	箇所	1.000			第0009号単価表
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0020 材料費		第 0008 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主剤 硬化性樹脂	k g	0.660			
硬化剤 硬化性樹脂	k g	0.220			
補修材	箇所	1.000			
雑材料	式	1.000			
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0030 補修工		第 0009 号単価表 1 箇所 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					
特殊作業員	人					
普通作業員	人					
測量技師	人				管路調査技師	
特殊運転手	人					
内面補修車運転工	日				第0004号単価表	
TVカメラ車運転工	日				第0005号単価表	
高圧洗浄車運転工	日				第0006号単価表	

SJ0030 補修工		第 0009 号単価表 1 箇所 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
ホイルチューブ損料 φ 250mm	機	1.000				
止水プラグ損料 取付管用 φ 150mm	個	0.250				
止水プラグ損料 本管用 φ 250mm	個	0.250				
回転調整機損料	機	0.250				
合 計	箇所	1.000				
単位当り	箇所	1.000	当り			

SJ0070 本管口Vカット補修工 本管径φ250mm		第 0010 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役	人				補修技師
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
高圧洗浄車運転工	日				第0006号単価表
トラック運転工	日				第0011号単価表
止水セメント	kg	0.440			
表面仕上げ材	箇所	1.000			
止水プラグ損料 本管用 φ250mm	個	0.167			

SJ0070 本管口Vカット補修工 本管径φ250mm		第 0010 号単価表 1 箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
付着物除去 無蓋 25cm未満	箇所	1.000			CB433710(0001)
雑材料	式	1.000			
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0080 トラック運転工		第 0011 号単価表				1 日 当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
トラック機械損料	時間					
軽油 一般用	リットル					
合 計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

SJ0150 パッキン除去		第 0012 号単価表 1箇所 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					
測量技師	人				管路調査技師	
測量技師補	人				管路調査助手	
特殊作業員	人				清掃作業員	
普通作業員	人					
一般運転手	人					
TVカメラ車運転工	日				第0005号単価表	
せん孔機車運転工	日				第0013号単価表	

SJ0150 パッキン除去		第 0012 号単価表 1箇所 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高圧洗浄車運転工	日				第0006号単価表
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

SJ0160 せん孔機車運転工		第 0013 号単価表				1 日 当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
せん孔機車損料	時間					
軽油 一般用	リットル					
雑材料	式	1.000				
合 計	日	1.000				
単位当り	日	1.000	当り			

SJ0090 水替工		第 0014 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
潜水ポンプ運転工	日				第0015号単価表
ポンプ仮設・撤去工	回				第0016号単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0100 潜水ポンプ運転工		第 0015 号単価表 1 日 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
軽油 一般用	リットル				
発動発電機機械損料 排出ガス対策型	日				
工事用水中ポンプ 機械損料	日				
合 計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

SJ0110 ポンプ仮設・撤去工		第 0016 号単価表 1 回 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
合 計	回	1.000			
単位当り	回	1.000	当り		

SJ0170 殻運搬処理 無筋Co殻		第 0017 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
殻運搬（施工パッケージ）					第0001号施工単価表
コンクリート（無筋・鉄筋）構造物とりこわし	m3	0.010			
建設廃棄物受入れ料金					第0002号施工単価表
無筋C o n塊	m3	0.010			
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

施工パッケージ単価一覧表

単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB433710(0001)	付着物除去	箇所			蓋の有無及び土砂厚	無蓋 25cm未満
CB227010(0002)	殻運搬（施工パッケージ）	m3			殻発生作業	コンクリート(無筋・鉄筋)構造物とりこわし

平成29年度 下建維第1号

一志町虹が丘地内下水道管更生工事

数量総括表

レベル1 : 管路



数量計算書

No.3

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び計算式)	単位	数量	
管路補修工	内面補修工	本管部分補修工	本管径φ250mm 平面図及び細別数量集計表より N = 2	箇所	2	
		支管一体部分補修工	本管径φ250mm 取付管径φ150mm 平面図及び細別数量集計表より N = 22	箇所	22	
	付帯工	本管口Vカット補修工	本管径φ250mm 平面図より N = 60	箇所	60	
		パッキン除去	平面図及び細別数量集計表より N = 1	箇所	1	
		水替工	N = 1	式	1	
	仮設工	交通管理工	殻運搬処理	無筋Co殻 N = 1 本管口Vカット補修工分 V = 3.14 × ( 0.267 + 0.015 + 0.015 ) / 2 × 0.03 × 0.03 / 2 × 60 = 0.01	式	1
			交通誘導警備員費	交通誘導警備員(B) N=21人 N	式	1
		仮設工				

細別数量集計表

管種・管径：VPφ250

人孔種別：全て1号人孔

人孔番号 (上流)	人孔番号 (下流)	管路延長 (m)	補修位置 上流→下流 (m)	異常内容	ランク	補修区分		
						本管部分 補修工	支管一部分 補修工	パッキン除去
M 27	M 28	29.01	17.51	隙間	A	1		1
M 38	M 39	32.55	3.92	隙間	A	1		
M 46	M 47	44.08	6.90	浸入水	C		1	
			19.25	浸入水	B		1	
			31.83	浸入水	C		1	
M 47	M 48	9.43	1.00	浸入水	C		1	
M 53	M 43	42.98	3.56	浸入水	C		1	
			14.48	浸入水	B		1	
			28.41	浸入水	C		1	
M 56	M 57	37.86	3.53	浸入水	C		1	
			9.79	浸入水	C		1	
			22.91	浸入水	C		1	
			26.23	浸入水	B		1	
M 58	M 59	48.04	8.78	浸入水	C		1	
			9.20	浸入水	C		1	
			21.56	浸入水	C		1	
			22.17	浸入水	C		1	
			35.21	浸入水	B		1	
M 65	M 66	34.40	5.18	浸入水	B		1	
			16.18	浸入水	C		1	
M 112	M 113	42.02	9.70	浸入水	C		1	
			17.58	浸入水	B		1	
M 128	M 129	37.19	27.46	浸入水	C		1	
M 134	M 135	34.80	18.71	浸入水	C		1	
合 計						2	22	1

単 位 数 量 計 算 書

No.1

細 別	水替工	規 格	1 式当り
名 称	算 式		単 位 数 量
水中サントポント運転工	本管部分補修工 日当たり施工量 $N = 2 \text{ 箇所} / \boxed{\phantom{00}} \text{ 箇所/日}$ 支管一体部分補修工 日当たり施工量 $+ 22 \text{ 箇所} / \boxed{\phantom{00}} \text{ 箇所/日}$ 本管口Vカット補修工 日当たり施工量 $+ 60 \text{ 箇所} / \boxed{\phantom{00}} \text{ 箇所/日}$ バッキン除去 日当たり施工量 $+ 1 \text{ 箇所} / \boxed{\phantom{00}} \text{ 箇所/日}$		
ボンプ仮設・撤去工	人孔間ヌバッキン数(本管口Vカット補修工を除く) $N = 2 \text{ (本管部分補修工及びバッキン除去)}$ $+ 9 \text{ (支管一体部分補修工)}$ 本管口Vカット補修工人孔数 $+ 37$		日 回
			48

## 特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に準じて行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に優先する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 <input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	<input type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内の境界の確認の測量を行い、その結果を監督員に報告するものとする。 <input type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 <input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	<input checked="" type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市下水道局  
平成29年4月

## 特記仕様書（共通編）

No.2

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<input type="checkbox"/> 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	<input type="checkbox"/> 官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、紙、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	<input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 <input type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 全工種について、施工日の即日開放を原則とする。 <input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。 <input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。
	交通安全管理	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市下水道局  
平成29年4月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 <input type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 部 用紙サイズ：A4） <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、碎石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 <input type="checkbox"/> 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

No.4

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）											
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>主任・監理技術者</b></p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">写 真</td> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2cm×3cm 程度</td> <td>工事名</td> <td>〇〇〇〇工事</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会 社</td> <td>〇〇建設株式会社 印</td> </tr> </table> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p>	写 真	氏 名	〇〇 〇〇	2cm×3cm 程度	工事名	〇〇〇〇工事	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日		会 社	〇〇建設株式会社 印
写 真	氏 名	〇〇 〇〇											
2cm×3cm 程度	工事名	〇〇〇〇工事											
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日											
	会 社	〇〇建設株式会社 印											
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ）</p>											
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ）</p>											
	巡回	<p><input type="checkbox"/> 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。</p>											
	その他	<p><input type="checkbox"/></p>											

(注) 上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 2

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり  <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり  <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ 舗装切断時に発生する排水の処理 ）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 運搬距離（L = km） <b>【注：その他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費（ <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり  <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： ） <b>【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】</b> <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード） <input type="checkbox"/> その他（ ）
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生産品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（適用：平成 年 月 日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。  <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （      ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（平成 24年 7月改訂）を適用
産業廃棄物税		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。なお、工事完成後に発注者が建設副産物情報交換システムへの入力データの訂正等を依頼した場合などには、受注者の責任において適切に処理を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書 (内面補修工)

### 1. 一般事項

#### (1) 適用

本仕様書は、下水道管きよを管内部から部分補修する工事に適用するものである。

### 2. 適用工法

(1) 受注者は、工法を採用するに当たっては、公的機関の審査証明を得た工法であり、本管部分補修工、支管一体部分補修工にかかわらず、現場の施工条件に適合する工法を採用すること。

(2) 硬化時に管内面に密着し、管渠の補強及び下水道施設維持管理積算要領（(社) 日本下水道協会）による調査判定基準ABCランクの浸入水を止水できる工法とする。  
なお、施工工法が発注の工法と異なっても、設計変更の対象としない。

### 3. 材料

#### (1) 一般事項

下水本管補修材は、適正な品質のもとで製造された事を証明する「品質証明書」を添付し、「使用材料承諾願」を監督員に提出し、承諾を得ること。

#### (2) 材料の規格・性能

1) 下水本管補修材料は、耐薬品性を有するものであること。

#### (3) 材料の保管・取扱い

1) 材料は、気象状況等により変質しないように、保管・貯蔵には細心の注意を払い、入荷順に使用すること。

2) 材料に、スチレン等の有機溶剤が含まれている場合は、運搬や取扱いには関係法規を遵守すること。

3) 材料は、制作後速やかに搬入し、長時間を経過したものは使用しないこと。

### 4. 材料の品質管理

#### (1) 一般事項

1) 受注者は、工事に使用する材料について所定の品質が保持して供給されるように現場代理人又は主任技術者の責任において品質管理を行うか、材料の供給者にこれを行わせること。

#### (2) 品質管理試験

##### 1) 施工前確認

①受注者は、施工前に使用する材料の品質を確認するため品質試験を実施し、その結果を監督員に提出すること。ただし、着手前1年以内に行った試験結果をもってこれに代えることができる。

②試験は、曲げ試験はJIS K 7171、耐薬品性はJIS K-1・JSWAS K-16、耐摩耗性はJIS A 1452・JIS K 7204に準じた試験方法で各性能を確認すること。

##### 2) 施工中確認

①受注者は、施工後の補修材について、本管部分補修工、支管一体部分補修工各1箇所  
の品質試験を実施し、その結果を監督員に提出すること。

②試料の作成は、原則として作業現場にて行うものとし、試料作成方法は監督員の承諾を得ること。  
また、作成時は監督員の立会いのもと作成すること。

③試験項目は曲げ試験とし、試験方法はJIS K 7171（プラスチック曲げ特性の試験方法）とする。  
その際、以下の点を確認しその結果を監督員に提出しなければならない。

・設計曲げ強度（申告値）を上回ること。

④品質試験は公的試験機関等または、監督員の立会いのもとで、試験を行うことを原則とする。

### (3) 施工管理

#### 1) 専門技術者の配置

受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させること。

- 2) 補修スケジュールを施工計画書に明記し、現場代理人の監理のもと施工を行うこと。
- 3) 形成時の圧力、硬化時間、温度、光照射時間などを記録し、監督員に提出すること。
- (4) 外観検査
  - 1) 施工完了時に、TVカメラ検査により有害な傷、ねじれ、漏水などの施工不良が無いことを確認し、監督員の承諾を受けること。

#### 5. 工事施工

- (1) 一般事項
  - 1) 内面補修工は、以下の仕様により施工するものとし、この特記仕様書に定めのないものについては、監督員の指示によるものとする。
- (2) 事前調査
  - 1) 受注者は、施工に先立ち、段階の調査のうち当該工事に必要な調査を実施して、その結果を監督員に提出すること。  
その他必要な調査
  - 2) 前項の調査に関する詳細については、監督員と協議するとともに調査に必要な書類等については、監督員より貸与する。
- (3) 事前処理 (既設管内処理工)
  - 1) 除去物については、下流に流さないこと。
  - 2) 施工後はTVカメラ等により監督員の検査を受けること。
- (4) 本管部分補修工、支管一部分補修工
  - 1) 補修材料の管きよへの挿入は、管壁、材料に損傷のないよう十分注意して行うこと。
  - 2) 仕上り内面は平滑であるとともに、補修材が確実に付着していること。
- 3) 事前調査及び既設管内処理工の結果、設計図書の内容に変更が生じた場合は、必ず監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 本管ロVカット補修工
  - 1) 止水材や表面仕上げ材の種類については、監督員と協議をし決定すること。
  - 2) 汚泥等によって、不完全な施工にならないよう、あらかじめ、清掃するとともに、作業完了後も、止水材の残材が管きよ内に残らないよう除去すること。
- (6) 水替工
  - 1) 施工中は現流水に支障のないよう水替えを実施すること。
  - 2) 水替えの方法は、現場に適した設備・方法とすること。

#### 6. 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症防止規則、ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。また苦情等についても受注者で適切に対応すること。

- (1) 下水道管渠更生工法における安全管理
  - ①有資格者の適正配置
  - ②下水道管内作業に適した保護員の着用
  - ③施工前の安全対策 (情報収集)
  - ④施工時の安全対策
  - ⑤周辺環境への対策
  - ⑥災害防止への対策
- (2) 酸素欠乏症および有毒ガスなどの安全処置
- (3) 供用中の施工における排水対策
- (4) 安全に関する研修、訓練

#### 7. 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- (1) 工事広報
- (2) 粉じん (塵) 対策
- (3) 騒音・振動対策
- (4) 宅内逆流噴出等対策

8. その他

1. 検査

(1) 完成検査には、受注者（現場代理人）が必ず立ち会うこと。

(2) 検査は、受注者の提出した完成図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度補修（手直し）を行うこと。

なお、これに要する費用は、すべて受注者負担とする。

2. その他

(1) 工事施工については、市監督員と事前に協議を行うこと。

## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。  
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。